

■ 4条1項11号

不服 2022-005384

＜本願商標＞

「ゾンビハムスターねずこ」（標準文字）

第25類「被服，ガーター，靴下留め，ズボンつり，バンド，ベルト，履物，仮装用衣服，運動用特殊靴，運動用特殊衣服」

＜結論＞

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

引用商標：「禰豆子」（標準文字）

第25類「被服，ティージャツ，羽織，ガーター，靴下留め，ズボンつり，バンド，ベルト，履物，履物用滑り止め具，仮装用衣服，運動用特殊靴，制服及びユニフォーム，運動用特殊衣服」 ほか

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、・・・、「ゾンビハムスターねずこ」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成各文字は、「ゾンビハムスター」が片仮名、「ねずこ」が平仮名で表されているとしても、同書、同大で間隔を空けずに、外観上、まとまりよく一体的に表されているものであり、いずれかの文字部分が強い印象を与えるものではない。

また、本願商標の構成中の「ゾンビ」の文字は、「呪術によって生き返った死体」、「ハムスター」の文字は、「キヌゲネズミ科キヌゲネズミ亜科の総称」、「ねずこ」の文字は、「ヒノキ科の常緑針葉樹」（いずれも「広辞苑 第7版」発行者：岩波書店）の意味を有する語であるとしても、各語を結合した「ゾンビハムスターねずこ」の文字は、辞書等に掲載がなく、特定の意味合いを有するものとして親しまれている等の特段の事情も見いだせない。

そして、本願商標のようなまとまりよく一体的に表された構成の商標に接する取引者、需要者は、その構成から「ゾンビハムスター」の文字を捨象し、「ねずこ」の文字のみに着目するのではなく、一連一体の具体的な意味を有しない一種の造語を表してなるものと認識、把握するとみるのが相当である。

また、本願商標の構成全体に相応して生じる「ゾンビハムスターネズコ」の称呼は、冗長とまではいえず、無理なく一連に称呼し得るものである。

そうすると、本願商標は、構成文字全体より生じる称呼及び観念をもって取引に資するといふべきであり、その構成中いずれかの文字部分を要部として分離、抽出し、引用商標との類否を判断することはできない。

したがって、本願商標の構成中の「ねずこ」の文字を本願商標の要部として分離、抽出し、その上で、本願商標と引用商標とが、互いに相紛れるおそれのある類似の商標であるとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「ゾンビハムスターねずこ」は、構成文字全体より生じる称呼及び観念をもって取引に資するというべきであり、その構成中いずれかの文字部分を要部として分離、抽出し、引用商標「禰豆子」との類否を判断することはできないとして、両商標は非類似であるとされました。

まず、ご存知の方も多いと思われませんが、引用商標「禰豆子」は、近年大ヒットとなった漫画・アニメである「鬼滅の刃」に登場するキャラクター（主人公の妹）の名称です。

審査において審査官は、この点を踏まえて、『本願商標と引用商標とは、いずれも、「ネズコ」の称呼及び「鬼滅の刃のキャラクターである禰豆子（ねずこ）」の観念を生じるものであり、称呼及び観念を共通にするから、外観上の差異を考慮しても、互いに相紛れるおそれのある類似の商標である』と判断したようです。

しかしながら、やはり本願商標「ゾンビハムスターねずこ」から、「鬼滅の刃のキャラクターである禰豆子（ねずこ）」の観念が生じるというのは、少々行き過ぎかと思われまます。たしかに、「鬼滅の刃」をよく知る人やファンからすれば、「ねずこ」から直ちに「禰豆子」を想起することも多いとは思いますが、さすがに指定商品であるファッション関連商品の需要者の大部分がそうとまでは言えないでしょう。「鬼滅の刃」を知らない人からすれば、直前の「ハムスター」の語もあって、「ねずこ」から連想するのは「ねずみの子」とか「ねずみの女の子の名前」というのが普通ではないかと思われまます。

なお、インターネットで調べてみたところ、「ゾンビハムスターねずこ」というのは絵本のタイトルのように、「ねずみの女の子」だから「ねずこ」という名称である、という由来についての説明が、実際に見受けられました。

以前、「**麦から生まれた麦魔神**」と「**麦魔神**」が非類似とされた審決（不服 2020-4886）をご紹介しましたが、こちらの審決を踏まえても、やはり本事件の結論は妥当なのかなという気がいたします。

もっとも、「ゾンビハムスターねずこ」の「ねずこ」が、平仮名ではなく同じ「禰豆子」であるとか、キャラクターの「禰豆子」が、「ドラえもん」のように国民的キャラクターと言えるほどに周知著名であったとすれば、結論は変わった可能性もあるかもしれません。

一つ言えるとすれば、担当審査官は間違いなく「鬼滅の刃」のファンであったのであろうということです（笑）。当職も「禰豆子」推しですので、審査官が原査定のような判断を下した気持ちは、個人的にわからなくもありません。

（弁理士 永露 祥生）

< 2023年2月1日 >